

## 日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定に関するお知らせ

平成 21 年 1 月 9 日  
経 済 産 業 省

平成 20 年 12 月 26 日付お知らせにつきまして、ベトナム政府に関し、2 点、追加情報がございましたのでお知らせします。[追加情報] をご確認ください。

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（以下「AJCEP 協定」）は、平成 20 年 12 月 1 日に我が国とシンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオスとの間で発効しました。

平成 20 年 11 月 28 日付けお知らせにて、AJCEP 協定発効後、当面の間、①ベトナムにおいて AJCEP 協定に基づく関税率が適用されない、②ベトナム及びミャンマーにおいて AJCEP 協定原産地証明書が発給されない、といったおそれがある点についてお伝えしたところですが、今般、ベトナム政府及びミャンマー政府から追加情報がありましたので、お知らせいたします。

新たにベトナム政府及びミャンマー政府から伝えられた内容は、概要以下の通りです。

### ベトナム政府からの情報

#### 【AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給について】

① AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給開始は 1 月中旬になる見込み。

#### [追加情報①]

原産地証明書発給に係る越国内規則（商工省決定第 44 号）は 1 月 6 日に効力が発生しており、原産地証明書発給にかかる申請書類は商工省にて入手可能。

② AJCEP 発効前（11 月末日まで）にベトナムで船積みされた貨物についても AJCEP 協定に基づく原産地証明書が遡及発給される。

③ 既に一般特惠（GSP）に係る原産地証明書が発給されている場合にも、貨物が AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給基準を満たす場合には AJCEP 協定の原産地証明書は発給可能。ただし、その際申請者は、ベトナム政府発給当局に原則として既に発給を受けている一般特惠（GSP）にかかる原産地証明書（formA）を返却する必要があるが、特段の事情により、それができない場合は個別に相談に応じる。

## ミャンマー政府からの情報

### 【AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給について】

- ① 商業省貿易局は AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給開始に関する告知を国内政府関係機関に発出した。
- ② 本告知により、AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給について、申請の受付を開始した。
- ③ 12月1日に遡って AJCEP 協定に基づく原産地証明書の遡及発給が可能。

なお、遡及発給された AJCEP 協定に基づく原産地証明書の受け入れについては、各締約国により国内法令等が異なりますので個別に御確認ください。

また、ベトナムにおいて適用される AJCEP 協定税率の正式決定等に関する手続きについては、引き続き確認を行っているところです。

#### [追加情報②]

AJCEP 関税率に関する法令の公布・発効は現時点では本年第1四半期中となる見込み。

注：日本への輸入について、AJCEP 協定の利用に際してはお近くの税関に御照会下さい。

以上